

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
(6)教育・学校関係					
福島県立医科大学の授業料の免除等	●納期限ごとに納入すべき授業料の全額または1/2に相当する額の免除等 ●授業料の納入猶予等	福島県立医科大学の学生	学費負担者が天災、火災その他災害により著しく損害を受けた者であって、かつ学業優秀であると認められる者	【申請書の提出】 (学費負担者の経済状況調書、関係官公署の長の証明する書類等を添付) ↓ 学内審査 ↓ 免除(納入猶予)の決定	●公立大学法人福島県立医科大学学生課 TEL 024-547-1095
会津大学等の授業料の免除等(短期大学部を含む)	●納期限ごとに納入すべき授業料の全額または1/2に相当する額の免除等 ●授業料の納入猶予等	会津大学及び会津大学短期大学部の学生	学費負担者が天災、火災その他災害により著しく損害を受けた者であって、かつ学業優秀であると認められる者	【申請書の提出】 (学費負担者の経済状況調書、関係官公署の長の証明する書類等を添付) ↓ 学内審査 ↓ 免除(納入猶予)の決定	●公立大学法人会津大学学生課 学生支援係 TEL 0242-37-2515 ●公立大学法人会津大学短期大学部 TEL 0242-37-2301
私立高等学校等就学支援事業	生徒又は学費負担者が災害を受け授業料の納入が困難であると認められる者に対して、私立高等学校及び私立専修学校(修了者に大学入学資格が付与される高等課程に限る)が授業料の軽減又は免除を行った場合に、県は当該高等学校等に対してその減免した額を補助する。	授業料の軽減又は免除を行った私立高等学校等を設置する学校法人	生徒又は学費負担者が災害を受け授業料の納入が困難となった者に対して、住居又は家財の損害の程度に応じて免除期間を判定する。(6月～12月程度) 農業被害等による所得減少等に対して、当該年度の市町村税等が非課税等となった者(学費負担者に対しても同様)。	被災生徒→私立高等学校等→県	●総務部私学法人課 TEL 024-521-7048
(社)福島県私学振興基金協会災害資金の貸付事業	私立学校校舎等の災害復旧資金	県基金協会の会員(学校法人等)	・貸付利率 0.5% ・貸付期間 15年以内(据置期間なし) ・貸付限度額 災害復旧事業に要する経費を基に理事会が定める額	借入申込→審査→貸付決定→抵当権の設定(1,000万円超)→貸付実行	●総務部私学法人課 ((社)福島県私学振興基金協会事務局) TEL 024-521-7048

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
福島県立総合衛生学院及び福島県立会津若松看護専門学院の授業料等の免除	●入学検定料、入学料及び授業料について、納入すべき額の全額または1/2を免除 【入学検定料の額】 5,000円 【入学料の額】 県内 6,000円、12,000円 県外 12,000円、20,000円 【授業料の額】 9,900円～19,900円	総合衛生学院及び会津若松看護専門学院の学生(学費負担者)のうち、災害により著しく損害を受けた者	学費負担者が、激甚災害、天災、火災、その他の災害により著しく損害を受けた者	【申請書の提出】 申請書(学費負担者の経済状況調書、関係官公署の長の証明する書類等を添付) ↓ 免除の決定	●総合衛生学院 TEL 024-521-1683 ●会津若松看護専門学院 TEL 0242-28-1520 ●保健福祉部感染・看護室 TEL 024-521-7222
県立学校入学検定料等の免除措置	災害において学費負担者が被災し、入学検定料等の納入が困難となった者に対し、被害の程度に応じ入学検定料等を免除する。	学費負担者が災害により家屋又は家財等に被害を受けた者	○入学検定料・入学料 激甚災害により著しく被害を受けた者 ○授業料(専攻科) ①住居又は家財の全部が損害を受けたとき 免除期間 12月 ②住居又は家財の1/2以上が被害を受けたとき 免除期間 9月 ③住居又は家財の1/2未満が被害を受けたとき 免除期間 6月 ④農作物に被害を受けたとき	免除申請 ↓ 内容審査(学校) ↓ 免除決定 ↓ 免除決定通知	●教育庁財務課 TEL 024-521-7754 ●各県立学校事務室
高等学校・専修学校(高等課程)奨学金貸与制度	能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に奨学金を貸与する。 奨学金貸与月額 国公立 自宅 18,000円 自宅外 23,000円 私立 自宅 30,000円 自宅外 35,000円	高等学校及び専修学校(高等課程)に在学している者で、火災、風水害等による家計急変のため緊急に奨学金を必要としている者	火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等適用の著しい被害又はこれに準じる被害を受けたことにより、家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合	奨学金貸与希望者は、在学する高等学校へ申し出る。	●教育庁学習指導課 TEL 024-521-7775
高等学校定時制課程及び通信制課程修学支援事業	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保証するため、在学者を対象として、県が定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書購入に要する経費並びに夜食費に要する経費に対して補助する。	罹災により経済的に修学が困難な者	罹災により経済的に修学が困難な状況にある者であること。	希望者は、在学する高等学校へ申し出る。	●教育庁学習指導課(教科書給与) TEL 024-521-7775 ●教育庁学校生活健康課(夜食費補助) TEL 024-521-7762

自然災害等における被災者救済制度の概要

平成22年10月現在

制度名	事業内容	適用対象者	適用条件等	手続き	制度詳細の問合せ先 (電話番号)
被災小・中学校児童生徒の教科書の無償配布	災害により小・中学校の児童生徒の教科書が滅失又はき損した場合、教科書を無償で再給与又は配布する。	教科書被害にあった私立小・中学校の児童生徒	災害により教科書が滅失又はき損した場合	児童生徒 ↓ 学校 ↔ 市町村 ↓ 取次供給所(書店)	●総務部私学法人課 TEL 024-521-7048
被災生徒に対する教科書の補給(高等学校)	災害で教科書が被害にあった場合、教科書発行者の好意により、無償配布が行われる。	災害により教科書が使用不能になった高等学校の生徒	災害により教科書が滅失又は毀損した場合	各高等学校長は、補給を必要とする教科書を集計し学習指導課または私学法人課に報告する。	●各市町村教育委員会 ●教育庁学習指導課 TEL 024-521-7796 ●総務部私学法人課 TEL 024-521-7048
就学困難な児童及び生徒に係る就学援助補助	経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒について学用品を給与する等を行う地方公共団体に対し、国が必要な補助を行う。 【補助対象経費】 (1)学用品費(2)通学用品費 (3)校外活動費(4)通学費 (5)修学旅行費(6)体育実技用具費 (7)新入学児童生徒学用品費等 (8)クラブ活動費(9)生徒会費(10)PTA会費 (11)医療費(12)学校給食費	要保護者(生活保護法適用者)及び準要保護者と認定された者。	災害等により、要保護者(生活保護法適用者)及び準要保護者と認定された場合、新たに援助措置を講じる。	災害等により、年度の途中において要保護及び準要保護児童生徒の認定を必要とする者については、市町村教育委員会において、その都度すみやかに追加認定を行う。	●各市町村教育委員会 ●教育庁学習指導課 TEL 024-521-7775 ●教育庁学校生活健康課 TEL 024-521-7762
特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)	特別支援教育諸学校へ就学する幼児・児童・生徒の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ必要経費を国及び都道府県が負担、補助する。 【補助対象経費】 (1)教科書用図書購入費(2)学校給食費 (3)交通費(4)寄宿舎居住に伴う経費 (5)修学旅行費(6)学用品購入費 (7)新入学児童生徒学用品費等 (8)通学用品購入費	特別支援学校に在学する児童生徒	災害等により、要保護者(生活保護法適用者)と認定された場合、新たに支弁区分が最上位に変更され経済的負担をより軽減する。 【支弁区分】 Ⅰ 10/10 Ⅱ 1/2	児童・生徒の保護者がその世帯の収入額、需要額に関する資料(要保護者該当を証明する書類を添付)を学校長を経由して教育委員会に提出し支弁区分の決定を受ける。	●教育庁特別支援教育課 TEL 024-521-7780 ●各特別支援学校
特別支援教育就学奨励費(特別支援学級)	特別支援学級で就学する児童生徒の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ必要経費を国が補助する。 【補助対象経費】 (1)学校給食費(2)交通費(3)修学旅行費(4)学用品購入費(5)新入学児童生徒学用品費等(6)通学用品購入費	特別支援学級に在学する児童生徒	災害等により、要保護者(生活保護法適用者)と認定された場合、新たに支弁区分が最上位に変更され経済的負担をより軽減する。 【支弁区分】 Ⅰ 1/2	児童・生徒の保護者がその世帯の収入額、需要額に関する資料(要保護者該当を証明する書類を添付)を学校長を経由して市町村教育委員会に提出し支弁区分の決定を受ける。	●各市町村教育委員会 ●教育庁学習指導課 TEL 024-521-7775